

● 添付書類一覧表 ●

続柄	同居・別居の別	現況等	添付書類 * 最新年度のものを添付してください。 該当する項目が複数ある場合は、すべて添付してください。
配偶者、18才以上の子、父母、祖父母、孫、弟妹、曾祖父母	同居の場合	学生	・学生証または在学証明書の写し
		収入がある方	・働いている場合→直近3カ月分の給与明細書(写)または課税証明書等の収入を証明する書類のいずれか ・各種年金、恩給等がある場合→直近の「年金額改定通知書」または「年金支払通知書」の写し ・自営業や農業をしている場合→前年度の確定申告書の写し
	収入がない方	・直近の市町村発行の非課税証明書(写)	
	別居の場合		・上記該当書類及び直近3カ月分の仕送り明細の写し
義父母、兄姉、おじ・おば、おい・めいなどとその配偶者、配偶者の子、孫・弟妹の配偶者、内縁関係の配偶者の父母及び子など	同居	◎ 下記該当書類及び世帯全員が記載されている住民票	
		学生	・学生証または在学証明書の写し
		収入がある方	・働いている場合→直近3カ月分の給与明細書(写)または課税証明書等の収入を証明する書類のいずれか ・各種年金、恩給等がある場合→直近の「年金額改定通知書」または「年金支払通知書」の写し ・自営業や農業をしている場合→前年度の確定申告書の写し
	収入がない方	・直近の市町村発行の非課税証明書(写)	

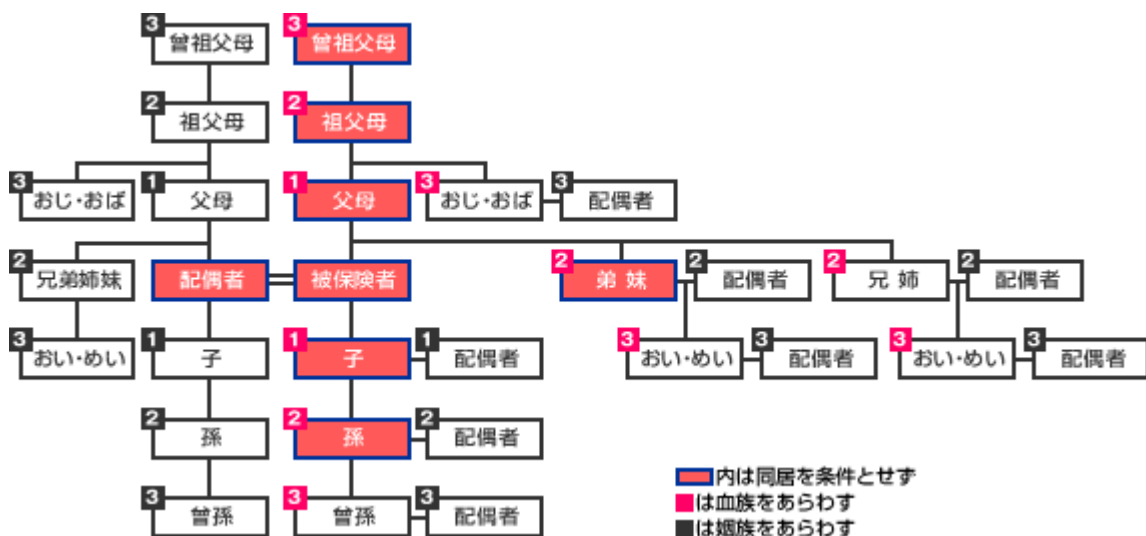
* 調書の内容を確認したうえで、後日、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。

○ 被扶養者認定基準は、次のとおりです。

次の親族等で主として被保険者の収入で生計を維持している人です。

- 1 被保険者の配偶者(内縁を含む)、直系尊属、子、孫及び弟妹
- 2 被保険者の三親等内の親族、内縁の配偶者の父母及び子で同一世帯に属する人

三親等内の親族図



* 「主として被保険者の収入で生計を維持する人」とは、恒常的な年間総収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上である者である場合または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給者に該当する程度の障害者である場合)にあっては180万円未満)であって被保険者に生計の大半を依存している人であることが原則です。